

平成23年度 区長

村づくりをサポートします

村づくりをサポートしてくれる、区長の皆さんを紹介します(敬称略)。

○区長

■平成23年度区長一覧

区	区長氏名	区	区長氏名	区	区長氏名
1	善養寺 忠光	8	諸田 康彦	15	岩崎 壽雄
2	○ 浅見 貞男	9	牧口 利夫	16	松原 大
3	高野辺 賢一	10	岡部 勝男	17	笹澤 高次
4	三俣 哲夫	11	清水 勝己	18	後閑 忠夫
5	狩野 達也	12	小野塚 秋夫	19	青山 勤
6	○ 渡辺 勝	13	清水 泰夫	20	大山 精治
7	狩野 嘉治	14	△ 内海 正勝	21	◎ 小金澤 一之

(注) ◎：会長 ○：副会長 △：会計



(前列左から1区、後列左から12区)

教職員人事異動

村内の小中学校職員の異動を紹介します

4月1日付で、村内の小中学校では次のとおり異動がありましたので紹介します(敬称略)。

○北小学校

■着任 山下和孝(教諭) 八木友子(教諭) 青木洋子(教諭)

■転任 渡邊伸恵(教諭/渋川北小) 高橋彰(教諭/高崎京ヶ島小) 内田宜伸(教諭/伊勢崎第三中)

○南小学校

■着任 栗田正之(教頭) 横山博紀(教諭) 関佳子(教諭)

■転任 澤野尚人(教頭/中之条伊参小) 大谷道子(教諭/高崎市箕郷東小) 唐澤麻里香(教諭/渋川古巻小) 柴崎史子(教諭/渋川小野上小) 山田弥生(教諭/退職)

○中学校

■着任 市村正好(教頭) 小畑弥富(教諭) 湯浅卓也(教諭) 天田敬子(教諭) 三宅英次(教諭) 日野有子(教諭) 岩上千鶴(教諭) 吉田絵美(教諭) 一倉涼子(教諭) 石黒しのぶ(教諭) 神澤通大(主幹事務長)

■転任 大島均(教頭/渋川古巻中) 徳江道代(教諭/吉岡中) 梅山忠浩(教諭/吉岡中) 栗原美幸(教諭/渋川伊香保中) 石井仁司(教諭/高崎倉賀野中) 茂木博賀(教諭/渋川赤城南中) 八木友子(教諭/榛東北小) 宮村奈々江(教諭/県立盲学校)

国際交流協会会員と海外派遣中学生を募集します

○国際交流協会会員募集

村国際交流協会では、国際交流に関する各種行事・活動にご協力していただく平成23年度会員を募集します。年会費は、学生会員500円、一般会員1,000円、賛助・法人会員5,000円です。

○国際交流人材育成(中学生の海外派遣)事業

国際感覚を身につけた次代を担う人材の育成に資するため、平成23年度国際交流人材育成(中学生の海外派遣)事業を次のとおり実施します。外国に関心がある、外国でのホームステイを体験してみたいと考えている中学生の皆さん、ぜひご応募ください。

■派遣先…カナダ バンクーバー

■内容…バンクーバーの一般家庭に泊まり、「ホームステイ」を体験し、ホストファミリーや地域の人々と交流し、国際感覚を身につけます。

■派遣期間…8月13日(土)～8月17日(水)(3泊5日)

■派遣人員…10名

■対象者…榛東村に在住する中学2年生または3年生

■申込期限…5月31日(火)

■申込方法…派遣申込書に必要事項を記入のうえ、基地・財政課内国際交流協会事務局へ提出してください(申込書は事務局または榛東中学校にあります)。

■選考方法…派遣申込者に対し、次の選考試験を行います。選考試験の日程および場所は、派遣申込者に通知します。

○一次試験…作文(日本語) ○二次試験…面接試験

■経費…負担金(概算)143,600円

※ただし、航空運賃の値上げやその他の事情により、その差額を負担していただくことがあります。また、渡航手続費用(パスポートなど)、個人的な費用などは、各自の負担となります。

■説明会…派遣決定者に説明会を実施します。また、派遣前研修を行い、海外派遣全般をサポートします。

■その他…ホームステイは、ホストファミリー一家庭に対して2～3名の生徒がステイします。そのため、安心して参加することができます。また、日本側のホームステイの受け入れはありません。なお、世界情勢の変化などにより、派遣決定後であっても中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

▶会員登録および海外派遣を希望される方は、基地・財政課内国際交流協会事務局(☎54-2211 内線241)へ

固定資産評価額の計算方法について

非木造倉庫用家屋の固定資産評価額が変わります

固定資産評価基準の改正により、非木造倉庫用家屋の固定資産評価額の計算方法が平成24年度から変更されます。

所有する非木造(木造以外)の倉庫が「冷蔵倉庫用のもの」に該当する場合、これまで「一般の倉庫」と同じ取扱いであった評価額の計算方法から、これまでと比べて評価額が早く減少する計算方法に変更されます。

なお、改正後の評価額計算方法の適用にあたっては、村による事前の現地調査が必要となります。調査の結果、新基準に該当する倉庫であることを確認できた家屋について、平成24年度分の固定資産税から評価額計算方法が変更となります。村内に冷蔵倉庫に該当すると思われる家屋を所有されている方は、税務課固定資産税係までご連絡ください。

▶お問い合わせは、税務課資産税係(☎54-2211 内線164)へ

村たばこ税について

たばこは村内で購入しましょう

村たばこ税は、卸売販売業者等(製造たばこの製造者、特定販売業者、または卸売販売業者)が村内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課税される税金です。

たばこの小売価格には、村たばこ税が含まれていますので、実際は購入者が税金を負担しています。村内の小売販売業者に売り渡された本数によって村たばこ税が納入され、村の税収となります。

▶お問い合わせは、税務課諸税係(54-2211 内線163)へ

宅地の税負担の調整措置について

宅地の税負担の調整措置が継続されます

平成8年までの宅地の税負担は、大部分の土地が評価額の上昇割合に応じてなだらかに上昇する負担調整措置等が行われてきましたが、平成9年度の評価替えに伴い、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、地域ごとの負担水準の均衡化は相当程度進展していますが、一部には依然としてばらつきが残っています。

こうした点を踏まえ、平成23年度の税負担の調整措置については、これまでの制度が継続されます。

▶お問い合わせは、税務課資産税係(☎54-2211 内線162)へ

「所得証明書」等の発行について

平成23年度分「所得証明書」等の発行を開始します

平成23年度(平成22年分所得)の「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」を次のとおり発行します。

○普通徴収者(現金または口座振替により平成23年度の住民税を納付される方)及び非課税者

※普通徴収者には、公的年金からの天引きにより住民税を納付される方も含みます。

■平成23年6月15日(水)から発行を開始します。

○給与特別徴収者(給与からの天引きにより平成23年度の住民税の全額を納付される方)

※普通徴収と併せて納付される方は除きます。

■平成23年5月12日(木)から発行を開始します。

▶お問い合わせは、税務課住民税係(☎54-2211 内線161)へ

榛東村職員採用試験

榛東村職員を募集します

村では、来年4月1日に採用予定の榛東村職員を募集します。

■採用予定人員…若干名

■職務内容…A 一般的な行政業務 B 幼稚園教諭

■受験資格…

A 昭和60年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者で、平成24年3月31日までに学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者(見込含む)

B 昭和60年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者で、平成24年3月31日までに学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者(見込含む)で、幼稚園教諭免許を有する者

■試験…1次試験および2次試験

■試験の方法…1次試験…教養試験 2次試験…口述試験、作文試験、適性試験など 身上調査…申込記載事項の真否など

■試験日時…1次試験…7月24日(日) 2次試験…8月21日(日)

■試験会場…1次・2次試験共に榛東村役場(榛東村新井790-1)

■受験申込…受験申込用紙は5月23日から役場総務課で配布。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験受験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(A4版の入るもの)を同封のうえ、下記の請求先に郵送してください。

■申込受付期間…5月30日(月)から6月13日(月)まで(当日消印有効)

■その他…採用情報は村ホームページ(<http://www.vill.shinto.gunma.jp/>)にも掲載しています。

▶受験申込用紙の請求およびお問い合わせは

〒370-3593 群馬県北群馬郡榛東村新井790-1 榛東村役場 総務課 人事職員係(☎0279-54-2211 内線251)へ

子ども手当は引き続き支給されます

子ども手当は、平成23年4月から9月までの6ヶ月間、これまでと同じ月額13,000円で引き続き支給されることとなりました。

○対象者

0歳から中学校卒業まで(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)

○支給金額

子ども1人につき 月額13,000円

○支給月

■平成23年6月(平成23年2月から5月分) ■平成23年10月(平成23年6月から9月分)

○申請手続き

■次の方は、申請手続きが必要です。

・出生などにより、新たに養育する子どもができた方 ・既に受給していて、出生などにより養育する子どもが増えた方 ・既に受給していて、他の市町村から引っ越しをされた方

■次の方は、手続きの必要がありません。

・既に受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方

○その他

平成23年6月の現況届の提出は不要です。ただし、10月に届出・申請などが必要となる場合があります。

※公務員の方は、勤務先での手続きになります。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(54-2211 内線134)へ

太陽光発電システムの設置に補助金が交付されます

村では、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対して、補助金を交付することで環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、地球温暖化防止に寄与します。

○申請期間

■平成23年4月1日(金)～平成24年3月30日(金)

※ただし、予算に限りがあるため予算額を超える申請があった場合は受付を終了する場合があります。

○補助対象者

■村内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること、または村内に自ら居住するため発電システム付き住宅を購入していること

■補助金を受けようとする者およびその者の属する世帯員全員が、補助金交付申請時に村税などを完納していること

■過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと

※補助金を受けることができる者は、上記に掲げる要件をすべて満たす者とします。

※国・県の補助金と併用して補助を受けることができます。

○補助金の額

■太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり5万円(上限4kw、20万円まで)

○申請方法と必要書類

詳細に関しては、榛東村住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金交付要綱(住民生活課で配布、または村ホームページからダウンロード可)をご覧ください。

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

木造住宅耐震診断希望者募集について

木造住宅耐震診断者を派遣します

村では、耐震診断を希望する方に木造住宅耐震診断者を派遣します。診断者が設計書などをもとに現地調査を行い、どの部分が地震に弱いかや、倒壊する可能性の有無などについて一般診断を行います。

○対象建物

- 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のもの
- 平屋建てまたは2階建てのもの
- 在来軸組構法によって建築されたもの

○対象者

- 派遣対象建築物の所有者かつ居住者(ただし、貸家は除く)
- 村税の滞納がない方

○募集戸数

- 18戸(定数になり次第、募集を締め切ります。)

○耐震診断の費用

- 耐震診断費 無料(ただし、交通費1,000円の個人負担があります。)

○必要書類

- 榛東村木造住宅耐震診断者派遣申請書
- 居住していることを証明するものの写し
- 村税の完納証明書
- 対象住宅の家屋評価証明書
- 案内図
- 現況写真
- 建築確認通知書

※建築確認通知書が無い場合は、調査用図面の作成が必要となり、別途費用(10,000円)がかかります。なお、調査用図面は現場を調査した診断者が作成しますので、図面作成費用は直接診断者にお支払い頂くことになります。

○申請期間

- 平成23年6月1日～平成23年12月28日

○申請方法

耐震診断を希望する方は、役場建設課窓口で事前相談後、申請を行ってください。なお、事前相談の際に建築物が事業の対象になるか確認しますので、住宅の建築年度や構造などを調べてお越しく下さい。また、申請に必要な証明書等には費用がかかることがあります。

詳細に関しては、榛東村木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱(建設課で配布、または村ホームページからダウンロード可)をご覧ください。

▶お問い合わせは、建設課(☎54-2211 内線233)へ

「耕作放棄地の発生防止」についてのお願い

休耕農地の「草刈り」をお願いします

休耕農地に雑草が生い茂ると、様々な問題が発生します。定期的な「草刈り」をお願いします。

○雑草が生い茂ったときの問題点

- 野火火災の発生
- 産業廃棄物の不法投棄
- 隣接地との問題発生
- 病虫害や有害鳥獣の発生・潜伏
- 隣接する道・水路の機能低下
- 景観の悪化
- 非行・犯罪の発生
- 土壌力の低下

○その他

雑草が伸びてからの草刈りはとても大変です。短いうちに行いましょう。諸事情により耕作が再開できないときは、問題が発生しないよう、善良な管理にご協力ください。

※なお、「農地を貸したい」、「農地の管理(草刈り等)を委託したい」とお考えの方は、農業委員会までご相談ください。

▶お問い合わせは、農業委員会(54-2211 内線224)へ